

中野区下記権限（義務）部署示す。

平成30年4月11日

（署名）

○人事分野

①生活援護○○係長の個人情報誤認訂正欠く。

※東京都福祉保健局指導監査部指導第三課

指定医療機関指導担当：○○職員へH29. 10/16  
に提供。

②ヘイトスピーチ原因の昭和29年通知の主張。

〔○○副参事・  
○○係長〕

※平成22年10月22日の社援保発1022号第1号厚生省社会援護局保護課長通知の否認。

人権セミナー（中野区）憲法研修の憲法第98条2項の否定：中野区憲法推奨宣言は否定の○○・○○職員。

③職員研修の「自責・共感・クレーマー扱い」否定の○○○○職員

※「自責」欠く・「共感」欠く・「都へのクレーマー扱い主張」（○○・○○）  
→○○・○○（課長）職員へ回答。

○行政管理：審査庁

④実施機関3要件（公開条例第3条）の相違の決定事項の  
諮問の事案「医療法第1条の4第3項」は、保健所の権  
限かつ紹介状規定：診療情報算定方式告示（○○  
係長部署2階1番の権限）の整理要す。

⑤行政不服審査法第9条：審理員不在は、審査庁役割。

○健康福祉部福祉推進分野：オンブズマンの○○委員の調査上。

委員への  
偽証、  
区民への  
偽証。

⑥平成12年12月14日社援第2700号の否定した○○・  
○○職員。

⑦H30. 4/2、○○係長が電話（受電）上、「僕（私）が、○○  
職員のH29. 10/13の回答を聞き間違えた。」主張の連絡。